

大規模な色落ち被害

～のり特定養殖共済の大型支払～

のりの共済制度は、漁業災害補償法の制定された昭和 39 年には養殖共済として始まり、その後、昭和 49 年の制度改正で収穫高保険方式によるのり特定養殖共済が試験実施され、昭和 63 年の制度改正時に現在ののり特定養殖共済が本格実施される運びとなりました。

特定養殖共済は、平成 21 年度加入実績のうち共済金額ベースで約 2 割、812 億円を占めており、そのうちのり特定養殖共済は 7 割、570 億円と大きなウエイトを占めております。また、特定養殖共済として本格実施から平成 20 年度漁期までの 20 年間で支払われた共済金は約 400 億円となっております。最も多くの共済金が支払われたのは、平成 14 年度漁期に有明海を中心とした大規模な色落ち被害等が原因で支払われた共済金約 41 億円となっております。

その被害から 8 年が経った平成 21 年度漁期の被害要因も大規模な色落ち等によるものであり、6 月末時点で支払見込額は約 41 億円となっております。これから支払が見込まれる県もあるため、最終的には平成 14 年度漁期を上回る見込みとなっております。

また、のり特定養殖共済の加入率は 90%を超えているものの、まだ未加入の地域があるとともに、補償内容が充分でない契約もあります。昨年度は漁業全体においても大型クラゲの来襲による定置漁業等への被害、大規模な赤潮による魚類養殖魚の大量斃死、チリ沖地震で発生した津波による養殖業及び養殖施設への甚大な被害等、漁業経営を直撃するような大きな自然災害が全国で発生しました。しかし、残念ながら未加入または加入していても低付保の漁業者には十分にはお役に立てませんでした。

この状況を打破するため、共済団体では「平成 22 年度加入計画」において共済金額ベースで前年度の加入実績を 253 億円上回る 4,366 億円の計画を立てております。この計画達成により、「ぎよさい」が漁業経営のセーフティネットとして更に効力を発揮できるようより力強い推進を行って参りますので、関係者の皆様のご支援・ご協力をいただきますようよろしくお願い致します。

なお、今回の被害を受けたのり養殖業者の方々には心からお見舞い申し上げますとともに、今後とも万一のための備えとしてより一層「ぎよさい」を活用していただきますようよろしくお願い申し上げます。

のり特定養殖共済の過年度の主な支払実績

(単位:億円)

年度(漁期)	主な被害理由	支払共済金
平成 14 年度	色落ち	41
平成 19 年度	品質低下	39
平成 2 年度	病害	38
平成 6 年度	病害	29
平成 17 年度	色落ち	24
平成 22 年度(見込額)	色落ち	41

※平成 22 年度支払見込額はさらに増える予定です。